

美浜町立保育所管理及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第13号

美浜町立保育所管理及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

美浜町立保育所管理及び保育の実施に関する規則(昭和55年美浜町規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所の手続)</p> <p>第3条 保育所へ児童の入所を希望する保護者のうち、条例第4条に規定する児童(以下「入所児童」という。)は、美浜町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年美浜町規則第7号)第3条に規定する、子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼入所申請書(特別1号認定用)または、子どものための教育・保育給付支給認定申請書(2号・3号認定用)兼入所申込書を、条例第5条に該当する児童(以下「自由契約児」という。)は、保育所入所申込書(様式第1)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 入所児童の保護者から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第2</p>	<p>(入所の手続)</p> <p>第3条 保育所へ児童の入所を希望する保護者のうち、条例第4条に規定する児童(以下「入所児童」という。)は、美浜町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第7号)第3条に規定する、子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼入所申請書(特別1号認定用)または、子どものための教育・保育給付支給認定申請書(2号・3号認定用)兼入所申込書を、条例第5条に該当する児童(以下「自由契約児」という。)は、保育所入所申込書(様式第1)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 入所児童の保護者から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3</p>

項の規定に基づき徴収する負担金は、美浜町子ども・子育て支援法施行細則の規定により算出した利用者負担額とする。

3・4 [略]

別表第2(第5条関係)

使用料徴収基準

条例第5条第1号

(月額、単位：円)

階層区分	定義	3歳	4歳以上
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	9,000	8,000
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	14,000	12,000
第4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	19,000	17,000

項の規定に基づき徴収する負担金は、美浜町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第7号)の規定により算出した利用者負担額とする。

3・4 [略]

別表第2(第5条関係)

使用料徴収基準

条例第5条第1号

(月額、単位：円)

階層区分	定義	3歳	4歳以上
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	9,000	8,000
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	14,000	12,000
第4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	19,000	17,000

第5	市町村民税所得割 課税額169,000円 未満	23,000	21,000
第6	市町村民税所得割 課税額301,000円 未満	25,000	23,000
第7	市町村民税所得割 課税額301,000円 以上	26,000	24,000

(注)

- 1 保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目以降の児童の使用料を無料にする。
- 2 この表の第2階層に認定された児童と生計を一にする特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が該当児童を含めて2人以上いる場合は、児童が当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目以降の児童の使用料は無料とする。

第5	市町村民税所得割 課税額169,000円 未満	23,000	21,000
第6	市町村民税所得割 課税額301,000円 未満	25,000	23,000
第7	市町村民税所得割 課税額301,000円 以上	26,000	24,000

(注)

- 1 保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目以降の児童の使用料を無料にする。
- 2 この表の第2階層に認定された児童と生計を一にする特定被監護者等(政令第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が該当児童を含めて2人以上いる場合は、児童が当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目以降の児童の使用料は無料とする。

3 この表の第3階層又は第4階層(市町村民税所得割課税額**57,700円未満**の世帯に限る。)に認定された児童と生計を一にする特定被監護者等が該当児童を含めて2人以上いる場合であって、児童が次の表に掲げる区分に該当するときにおける児童は、当該表に掲げる使用料とする。

区分	使用料(月額)
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目となる児童	当該世帯が属する階層区分の使用料の1/2の額
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて3人目以降の児童	0円

4 月の途中で保育の実施を開始又は解除した場合は、負担金を日割計算して徴収する。この場合、月額負担金を25日で除して在籍日数に乗じた後、10円未満を切り捨てた額とする。

5 第3階層から第7階層における地方税法(**昭和25年法律第226号**)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

6 階層区分における所得割額の区分は、4月から同年8月までは、前年度分の市町村民税とし、9月から翌年3月分までは当該年度分の市町村民税による区分とする。

条例第5条第2号

(日額、単位：円)

3 この表の第3階層又は第4階層(市町村民税所得割課税額**57,700円以下**の世帯に限る。)に認定された児童と生計を一にする特定被監護者等が該当児童を含めて2人以上いる場合であって、児童が次の表に掲げる区分に該当するときにおける児童は、当該表に掲げる使用料とする。

区分	使用料(月額)
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目となる児童	当該世帯が属する階層区分の使用料の1/2の額
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて3人目以降の児童	0円

4 月の途中で保育の実施を開始又は解除した場合は、負担金を日割計算して徴収する。この場合、月額負担金を25日で除して在籍日数に乗じた後、10円未満を切り捨てた額とする。

5 第3階層から第7階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

6 階層区分における所得割額の区分は、4月から同年8月までは、前年度分の市町村民税とし、9月から翌年3月分までは当該年度分の市町村民税による区分とする。

条例第5条第2号

(日額、単位：円)

3歳未満	3歳	4歳以上
2,000	1,100	1,000

別表第4(第9条関係)

延長保育使用料徴収基準

(月額、単位：円)

区分	延長保育時間	延長保育使用料
<u>早朝(土曜日を除く。)</u>	午前7時30分から午前8時	800
<u>早朝(土曜日のみ。)</u>	午前7時30分から午前8時	200
1時間(土曜日を除く。)	午後4時から午後5時	1,000
1.5時間(土曜日を除く。)	午後2時30分から午後4時	1,500
2時間(土曜日を除く。)	午後4時から午後6時	2,000
2.5時間(土曜日を除く。)	午後4時から午後6時30分	2,500
<u>1時間(土曜日のみ。)</u>	正午から午後1時	400
<u>2時間(土曜日のみ。)</u>	正午から午後2時	800
<u>3時間(土曜日のみ。)</u>	正午から午後3時	1,200
<u>4時間(土曜日のみ。)</u>	正午から午後4時	1,600

(注)

- 生活保護法による被保護世帯は延長保育使用料を徴収しない。
- 18歳に満たない子ども(保育の実施の属する年度当初日において18歳に満たない子どもをいう。以下同じ。)を3人以上扶養してい

3歳未満	3歳	4歳以上
2,000	1,100	1,000

別表第4(第9条関係)

延長保育使用料徴収基準

(月額、単位：円)

区分	延長保育時間	延長保育使用料
早朝	午前7時30分から午前8時	1,000
1時間(土曜日を除く。)	午後4時から午後5時	1,000
1.5時間(土曜日を除く。)	午後2時30分から午後4時	1,500
2時間(土曜日を除く。)	午後4時から午後6時	2,000
2.5時間(土曜日を除く。)	午後4時から午後6時30分	2,500
1時間(土曜日のみ)	正午から午後1時	400
2時間(土曜日のみ)	正午から午後2時	800
3時間(土曜日のみ)	正午から午後3時	1,200
4時間(土曜日のみ)	正午から午後4時	1,600

(注)

- 生活保護法による被保護世帯は延長保育使用料を徴収しない。
- 18歳に満たない子ども(保育の実施の属する年度当初日において18歳に満たない子どもをいう。以下同じ。)を3人以上扶養してい

る世帯に属する第3子以降で3歳未満の児童(その子どもがその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は対象とみなす。)の使用料は無料とする。

- 3 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目以降の児童は、次の表に掲げる使用料とする。

区分	使用料(月額)
保育所等に入所している児童の中で年齢が高い方から数えて2人目の3歳以上児	0円
保育所等に入所している児童の中で年齢が高い方から数えて2人目の3歳未満児	延長保育使用料の1/2
保育所等に入所している児童の中で年齢が高い方から数えて3人目以降の児童	0円

- 4 市町村民税非課税世帯の児童((注)1に該当する世帯を除く。)と生計を一にする特定被監護者等が当該児童も含め2人以上いる場

る世帯に属する第3子以降で3歳未満の児童(その子どもがその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は対象とみなす。)の使用料は無料とする。

- 3 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目以降の児童は、次の表に掲げる使用料とする。

区分	使用料(月額)
保育所等に入所している児童の中で年齢が高い方から数えて2人目の3歳以上児	0円
保育所等に入所している児童の中で年齢が高い方から数えて2人目の3歳未満児	延長保育使用料の1/2
保育所等に入所している児童の中で年齢が高い方から数えて3人目以降の児童	0円

- 4 別表第2の第2階層の世帯に認定された児童と生計を一にする特定被監護者等が当該児童も含め2人以上いる場合は、児童が当該特

合は、当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目以降の児童の使用料は無料とする。

- 5 **市町村民税所得割課税額57,700円未満((注)4に該当する世帯を除く。)の世帯の児童**と生計を一にする特定被監護者等が当該児童も含め2人以上いる場合であって、児童が次の表に掲げる区分に該当するときにおける児童は、当該表に掲げる使用料とする。

区分	使用料(月額)
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目となる児童	延長保育使用料の1/2
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて3人目以降の児童	0円

- 6 延長保育を利用する児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、1人目の児童の使用料は、次の表に掲げる使用料とし、2人目以降の児童の使用料は無料とする。

(1) **母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯**

(2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に

定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目以降の児童の使用料は無料とする。

- 5 **別表第2の第3階層又は第4階層(市町村民税所得割課税額57,700円以下の世帯に限る。)の世帯に認定された児童**と生計を一にする特定被監護者等が当該児童も含め2人以上いる場合であって、児童が次の表に掲げる区分に該当するときにおける児童は、当該表に掲げる使用料とする。

区分	使用料(月額)
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて2人目となる児童	延長保育使用料の1/2
当該特定被監護者等のうち、年齢が高い方から数えて3人目以降の児童	0円

- 6 延長保育を利用する児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、1人目の児童の使用料は、次の表に掲げる使用料とし、2人目以降の児童の使用料は無料とする。

(1) **母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に1号認定子どもを扶養しているものの世帯**

(2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に

定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

区分	使用料(月額)
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	延長保育使用料の1/2

7月の途中で延長保育の決定又は解除があった場合は、延長保育使用料を日割計算して徴収する。この場合、月額使用料を20日(土曜日の午後については4日)で除して延長保育決定日数を乗じた額とする。

定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

区分	使用料(月額)
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	延長保育使用料の1/2

7月の途中で延長保育の決定又は解除があった場合は、延長保育使用料を日割計算して徴収する。この場合、月額使用料を20日(土曜日の午後については4日)で除して延長保育決定日数を乗じた額とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。